**『災害文化研究』投稿規定**

総則

1.　『災害文化研究』（英語名称：Journal of Research on Disaster Culture、以下本誌）は、原則として年1回、３月末に刊行される。

2.　投稿者は、本誌編集委員会が認めた者とする。

3. 掲載された論説等の著作権は、発行者に属する。

4．掲載された論説等は、発行者のホームページで公開する。

細則

1.　原稿の種別

　　原稿の種別は、論説、研究ノート、報告、資料、書評、および本研究会活動記録、「災害文化余禄」とし、すべて未公開のものに限る。但し、論説、研究ノートは、査読を行うこととし、災害文化研究会会員であることを原則とする。

　1）論説（査読あり）：災害文化および関連分野についてのオリジナルな研究成果をまとめたもの。英文要旨（本文が英文の場合は和文要旨）を必ず添付する。

　2）研究ノート（査読あり）：災害文化および関連分野についての中間報告、および既発表の論文等に対する批判・反論をまとめたもの。英文要旨の添付は任意とする。

　3）報告（査読なし）：大会等のイベントや調査の参加報告など。

　4）資料（査読なし）：災害文化および関連分野についての資料的価値のある重要な情報をまとめたもの。

　5）書評：災害文化および関連分野についての新刊書等を紹介・批評したもの。

　6) 本研究会活動記録：本研究会年次研究大会等の活動内容を記録したもの。

　7) 災害文化余禄：災害文化に関わる活動や課題等を、編集委員会を中心として企画・編集したもの。

2.　原稿の言語

　　投稿原稿は、原則として和文または英文とする。

3.　原稿の長さ

　　図表・英文要旨などを含めた刷りあがりページ数は、原則として論説は15ページ以内、研究ノート・報告・資料は10ページ以内、書評は2ページ以内とする。これを超過した場合には、超過分の費用を著者の負担とすることがある。なお、文章のみの場合、1,760字がほぼ刷りあがり1ページ分に相当する。

4.　原稿の送付

　1）原稿の送付は、下記の原稿送付先のメールアドレスに原稿の電子ファイル（原則としてWordファイル）を送付する。ただし、電子ファイルの送付が困難な場合は編集委員会が相談に応じる。

　2）原稿は、表題等を記載した表紙、本文、注、文献、英文要旨とその和訳、図表のタイトルおよび説明文、図表類の順にまとめる。可能な限り一つの電子ファイルにまとめることが望ましい。

3）原稿の1枚目は、表題とキーワードのみとし、著者名、所属は記載しないこと。

4）原稿送付状は、本研究会のホームページからダウンロードし、必要事項を記入のうえ、原稿とともに送付すること。

5）ファイルが大きく電子メールでの提出に支障がある場合は、ファイル受け渡しサービス（例えば「データ便」など）を利用してもよい。

6)　論説・研究ノート投稿の締切：12月末日を原則とする。変更の場合はＨＰに掲載される。

7）原稿の掲載決定後に、プリントアウトした原稿1部及び個別の図表の電子ファイルを入れた電子媒体（CDRやUSBなど）を原稿送付先まですみやかに送付すること。

5.　原稿の採否

　　論説・研究ノートについては、編集委員会が委嘱する査読者によって査読され、その査読結果をもとに編集委員会が掲載の可否を決定する。報告・資料・書評については、編集委員会で内容を検討し、掲載の可否を決定する。

6.　原稿の返却

　　受理された原稿は原則として返却しない。

7.　校正

　　論説・研究ノート・報告・資料については初校時に著者による校正を行い、再校以降は編集委員会が行う。それ以外の原稿については、適宜著者による校正を行う。なお、著者校正は必要最小限の字句の修正にとどめる。

8.　著者が負担する費用

　　原稿の掲載は原則として有料とし、受理後にすみやかに納入すること。ただし、編集委員会の依頼による原稿については無料とする。論説・研究ノートの掲載料は１編5,000円、報告については１編2,000円、資料・書評については無料とする。

　1）投稿規定で定められた原稿の上限ページを超過した場合。

　2）カラーページや図面の折込みなど特殊な印刷を必要とする場合。

　3）論説・研究ノート・報告に限り、当該論文の電子ファイルが著者に無料で贈呈されるが、これとは別に紙媒体の別刷が必要な場合10部単位で作成可(実費著者負担）。

9.　原稿の取り下げ

編集委員会からの修正要請を踏まえ、以後の再投稿を希望しない場合は、その旨を編集委員会に通知すること。また、最終審査日より1年以内に再投稿が行われなかった場合は、原稿を取り下げたものと見なされる。ただし、再投稿の意志が編集委員会に示された場合はこの限りではない。

10.　審査の打ち切り

　 本誌の趣旨および投稿規定・執筆要領を大きく逸脱する論文の投稿がなされた場合、編集委員会で審査を行わない場合がある。また、著作権法に抵触する行為や他誌との二重投稿がなされた場合には、論文の審査を直ちに打ち切ることがある。

原稿送付先：『災害文化研究』編集委員会 email: [saigaibunkaiwate@gmail.com](mailto:saigaibunkaiwate@gmail.com)